

湖 監 第 16 号

令和 6 年 8 月 13 日

湖西市長 影 山 剛 士 様

湖西市監査委員 土 屋 隆 裕

湖西市監査委員 楠 浩 幸

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、同法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり意見を提出します。

審 査 意 見

第 1 準拠した基準

この審査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第 2 審査の種類

この審査は、湖西市監査基準第 4 条第 3 項第 3 号の健全化判断比率審査及び同項第 4 号の資金不足比率審査です。

第 3 審査の対象

この審査は、令和 5 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに湖西市公共下水道事業会計、湖西市水道事業会計及び湖西市病院事業会計の資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

第 4 審査の着眼点

審査の主な着眼点は次に掲げるものとしました。

- (1) 健全化判断比率及びその判定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合しているか。
- (2) 健全化判断比率及びその判定の基礎となる事項を記載した書類は正確であるか。
- (3) 資金不足比率及びその判定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合しているか。
- (4) 資金不足比率及びその判定の基礎となる事項を記載した書類は正確であるか。

第 5 審査の主な実施内容

1 予備審査

審査に付された書類を通覧して異常事項や例外事項の有無を確認するとともに、審査に付された書類の正確性を計算して確認しました。

2 監査委員審査

関係職員に質問し、回答又は説明を求めました。

なお、土屋隆裕監査委員は、湖西市土地開発公社及び湖西用水土地改良区の監事並びに浜名学園組合の監査委員の職にあるため、将来負担比率の審査については、地方自治法第199条の 2 の規定により除斥としました。

第6 審査の実施場所及び日程

審査は、次の表に掲げる場所で、同表に掲げる日程により実施しました。

内容	実施場所	実施日
予備審査	監査委員事務局	令和6年7月18日から 30日まで
監査委員審査	市役所 委員会室	令和6年7月31日
意見の決定	監査委員事務局	令和6年8月7日

第7 審査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められました。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。（実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定並びに資金不足比率の算定において、赤字額がない場合は「―」と記載しました。）

○健全化判断比率（単位：％）

区 分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	―	―	12.84	20.00
連結実質赤字比率	―	―	17.84	30.00
実質公債費比率	4.9	4.9	25.0	35.0
将来負担比率	2.4	3.4	350.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値は、実質収支及び連結収支が黒字のため、いずれも算定されませんでした。また、実質公債費比率は4.9%（前年度と同じ）、将来負担比率は2.4%（前年度に比べ1.0ポイント下降）で、いずれも早期健全化基準を下回っています。

○資金不足比率（単位：％）

会 計	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	地方公営企業法
公共下水道事業会計	―	―	20.0	適 用
水道事業会計	―	―	20.0	適 用
病院事業会計	―	―	20.0	適 用

資金不足比率の数値は、資金不足額が発生していないため、いずれの会計においても算定されませんでした。